

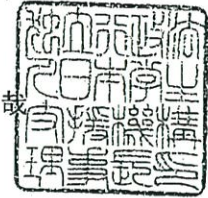
学支企第 658 号

令和 3 年 1 月 8 日

各  
大 学 長  
短 期 大 学 長  
高 等 専 門 学 校 長  
専 修 学 校 長  
殿

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉岡知哉



令和3年1月7日からの大雪による災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する  
給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて (通知)

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、当該の災害により家計が急変し、奨学金を希望する者について、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の推薦を受け付けますので、学生・生徒に周知していただき、遺漏のないようお取り計らい願います。なお、災害救助法適用地域の追加については、事務連絡メール及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【秋田県】横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村	1月7日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ (災害救助法適用地域) をご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu\\_okyu/chiiki/genzai.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html)

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金 家計急変採用

家計急変の事由及び証明書類

家計急変の事由	証明書類
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C (「給付奨学金案内一家計急変」等を参照) のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方 (又は両方) が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・ 罹災証明書 (注意) 「給付奨学金案内一家計急変」に記載の「事情書 (所定様式)」は提出不要です。

※ 本奨学金は、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の学生・生徒が対象となります。

※ 推薦の取扱いは、「給付奨学金 (新制度) 奨学事務の手引 (2020年度用) (第3-3章)」を参照願います。

3 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

(1) 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	2021年1月以降で申込者が希望する月	2021年3月 (注)
応急採用 (第二種奨学金)	2020年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

(注) 2021年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者は、「緊急採用 (第一種) 奨学金継続願」の提出により翌年度末 (2022年3月) まで貸与を継続しますので、推薦時に願出を提出してください。(「貸与奨学金奨学事務の手引 (2020年度用) (第3-2-174～175頁)」参照)。また、年度末ごとに同様の願出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

(2) 学校から機構への提出書類

罹災 (被災) 証明書 (被害状況・被害金額を記した学校長の副申書 (様式自由) も可)

※ 推薦の取扱いは、「貸与奨学金奨学事務の手引 (2020年度用) (第3-2-158頁～第3-2-177頁)」を参照願います。

4 JASSO災害支援金

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

※ 令和2年4月1日以降に発生した災害から、①支給要件の拡充 (生計維持者が生活の本拠として日常的に使用している住宅 (学生が居住していなくとも可) も対象)、②申請期間の延長 (災害発生の翌月から3か月以内としていた申請期限を6か月以内に延長) しています。( <https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html> )

以上

